

令和7年法の日週間行事
“もっと検察庁を知ろう”イベント

子どもから大人まで
学べるイベントです！



令和7年10月4日(土)

9:00~12:00

検察官業務体験プログラム

場所：高松地方検察庁（高松市丸の内1-1 法務合同庁舎）

業務説明

庁内見学

検察官への
質問コーナー

模擬取調べ

※この写真は複製禁止です。

詳細はHPをご覧ください



高松高検HP 高松地検HP

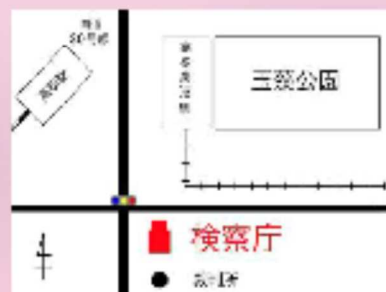
申込方法

電話または下記申込みフォームから事前予約
(期限9/26まで、定員20名程度)
※定員になり次第、受付を終了いたします。
お早めにお申し込みください。

連絡先

高松高等検察庁 企画調査課
TEL:087-821-5631
(受付時間:平日8:30-17:15)

お申込みは
こちらから→





業務説明

検察庁が、どのような仕事をしているかをまとめたDVDを見てもらいました。

その後、パワーポイントを使用して、高松地検管内の検察庁の状況、事件受理・処理状況、裁判員裁判の状況を説明しました。

警察と検察の違いや、検察庁の様々な取組（被害者支援、再犯防止）について理解してもらえたことと思います。



庁内見学

2班に分かれて庁内見学を行い、証拠品庫や記録庫の説明をしました。

証拠品庫は、警察等の捜査機関から検察庁へ送致された事件の証拠品を受入れ、保管している場所です。

証拠品の現物をお見せすることはできませんが、一般の方が普段目にするもののない散弾銃等の写真を掲示し説明を行いました。

記録庫は、刑事事件記録を収納している場所で、種類ごとに保管期間が決まっています。

裁判書のコピーを掲示し、「毛筆手書き・縦書き」から「パソコン・縦書き」へと変化してきた時代の流れを実感してもらいました。





使用器具類説明

検察庁で使用している器具類（手錠、防刃チョッキなど）について、現物を見せて、手に取ってもらいながら説明しました。

検察庁で最も使用する器具は手錠ですが、刑事ドラマで見ると銀色の重い鉄製ではなく、最近では、材質も重量も変更されています。

そういったことなどもリアルに感じられたのではないのでしょうか。





模擬取調べ

2班に分かれて行いました。

最初に模擬取調用の記録(飲酒運転)を読んでから取調べスタートです。

参加者が検察官役となり、検事が扮した被疑者1名を取り調べるスタイルで行いました。

それぞれの参加者が、検察官になって、鋭い質問を繰り出して追及し、最終的には罪を認めて反省しました。





質疑応答等

別室に移動して、全員で模擬取調べの感想・講評、質疑応答が行われました。

最初に、酒気帯びの飲酒量の目安、飲酒運転の危険性、車両には自転車も含まれることなど、飲酒運転に対する啓発を行いました。

質疑応答は、参加者からの質問に高松高検・地検の検事が答えるという形で進められ、参加者からは「なぜ検事になったのですか」など多くの質問がありました。

最後に、高松高検総務部長から閉会のあいさつがあり、本イベントは終了しました。

半日という短い時間でしたが、このイベントが、検察庁の業務をより知っていただくきっかけになれば幸いです。